

市議会議員の政治倫理について

今般実施された2件の政治倫理審査会の審査結果報告を受け、以下の点について、認識の再確認が必要となりました。今回のような事案が二度と起こらないよう、今一度、議員の自覚及び議会の役割について、議員各位に徹底していただくよう共有します。

1 なぜ政治倫理が必要なのか

我々議員は、市民全体の代表として存在しています。また、活動の対価である報酬は、市民の税金で賄われています。このことから、議決権をはじめ多くの特権を持つ議員は、市民（市職員を含む）に対し公正・公平かつ誠実な行動が求められます。

そのため市議会では、一般的な規律よりも厳しい政治倫理を定めています。

2 政治倫理審査会で論点となった部分について再確認

(1) 公職選挙法を厳守した議員活動「贈らない・求めない・受け取らない」

政治家が選挙区内の人にお金やものを贈ることは、公職選挙法の規定により禁止されています。有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

今一度、議員各自で徹底してください。



(2) 市長（市職員）と議会（議員）の関係

▶ いなべ市議会基本条例

（市長等との関係）

第 11 条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

▶ これまでも議会の中で再三にわたって全議員に周知してきましたが、今回、政治倫理審査会で問題視された事項にこの点が上がったため、再度注意喚起します。

▶ 市長と議員が旧知の仲であったとしても、それはプライベートに限定したものです。

市長と市政（市の事業）に関し話すことは、「市長と議員が話す」ことになり、周囲への影響を慎重に考慮しなければなりません。

今回、発生した事案でも「ちょっと市長に尋ねてみようと思って訪れた。」ということでしたが、その行動によって事態が大きくなり、市政及び市民活動団体の活動に混乱を招く結果となりました。当人が事態の重大さを認識していなくても、自身の立場を自覚すれば、周囲に及ぼす影響は安易に想像がつくものです。また、直接的な要望はしていない中で「市長が勝手に動いた」といった説明もありましたが、議員が直接市長（市職員）に相談すれば、市長（市職員）の中で忖度が働く行動に及ぶことも十分想定できるものです。

これらのことは、市長のみに限らず、市長の命令によって働く職員全体に対しても言えるものです。

このことから、議員は議会を構成する一員として、議員一人一人が議決権を持つことから、議員が市長をはじめ市職員に相談も含め要望事項を働きかけることは、議員が想像する以上に職員及び市民に大きな影響を及ぼすことを自覚しなくてははいけません。予算に影響する話は言語道断です。議員の言動がどのような影響を及ぼすか、大所高所からの判断が必要です。

▶ 議場での礼節

議場は言うまでもなく、議員が市民の代表として入場する厳格な場です。

本会議の休憩時間に議場の中で、議員と市長を含め執行部と懇談すること、傍聴席の市民と仕切り越しに会話すること、議員同士での談笑などは厳に慎むよう、今一度、議員一人一人が礼儀と節度をわきまえるよう気をつけてください。

3 地方自治法、いなべ市議会基本条例、いなべ市議会行動計画などに基づいた議会及び議員活動の再認識

議会及び議員は、日本国憲法によって保障され、地方自治法、条例、規則・規程及び計画に基づいて規律をもって活動するものです。

今一度、地方自治制度（特に議決権、予算のしくみ）について、再確認してください。

4 市民相談への対応

市民からの相談、要望等について、その内容によって、議員はケース・バイ・ケースで対応することになります。

市民の日常生活に関する相談（インフラの不具合、修繕、生活支援の相談等）を受けた場合、議員は自治会長、民生委員をはじめ行政窓口につなげる必要があります。この場合、議員は「つなぎ役」に徹し、相談先が確定すれば、その後は、担当者が責任をもって対応されます。議員がいつまでも関わることは、担当者にとっては、議員からの圧力が、そして市民にとっては議員の便宜が働くことになります。

また、地域の中では、地域の代表である自治会長、児童委員・民生委員などの役割を尊重する必要があります。議員が存在する地域と存在しない地域での不均衡にも配慮する必要があります。議員が、市民全体の代表者であることを踏まえれば、地域間で不利益が生じないように、地域の役割は地域へ任せるように配慮する必要があります。

5 市民活動団体との関係

議員が、一市民として市民活動に参加することは大変有意義です。

しかし、この場合においても、市民からは、自身が市民全体の代表者である議員と見られていることに細心の注意を払わなければなりません。

「市民のために良いことをやっている」ことをアピールして満足するのではなく、そのことにより、全体で見た場合の「不平等さ」を生んでいないか考える必要があります。

「社会的課題を解決するために活動を始めたい。」「いなべ市のために何か協力できることはないか。」「市民に活動を認めてもらいたい。」など、まちづくりに対する強い思いを持つ市民、団体等から相談を受けることもあると思います。そのような場合、議員はしかるべき窓口、機関などを紹介するのみに徹します。

これまでに、議員からの働きかけが強いあまり執行機関が事業化せざるを得なかったケースもあります。繰り返しますが、議員から頼まれたことを、市長はじめ市職員は非常に断りにくいことに考えを及ぼすべきです。

また、市から事業を受託する団体との関わりについては、より一層の注意が

必要です。現在、いなべ市議会では、「補助金団体の役員就任」について、三役以上の役職には就かないことを申し合わせています。法律上、一従事者であれば兼業禁止に該当しません。しかし、自身が、実質的にその団体の支配的及び主導的立場にあるなら、それは解消すべきものではないでしょうか。法や申し合わせで、どうしてこのような規定を設けているか考えれば、「三役に就いていないから問題ない」とは解釈できません。

6 終わりに

市議会議員 18 名それぞれが、市民から選挙によって選ばれています。

議員が任期 4 年の中で、自身が掲げた目標を達成するため、様々な活動があることは当然です。しかし、市議会議員が属する機関が合議制であることを、十分に自覚した上で活動する必要があります。議決機関、執行機関それぞれの役割について、議員一人一人が今一度考える必要があります。

令和 7 年 6 月 5 日 いなべ市議会 全員協議会